

審査基準及び標準処理期間

平成18年4月1日作成

法令等名	道路交通法
根拠条項	第63条第7項
処分の概要	故障車両の整備確認
原権者(委任先)	警察署長(高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。)又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法令等の定め	道路運送車両の保安基準
審査基準	
標準処理期間	1日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	最寄りの警察署交通課交通指導係
問い合わせ先	最寄りの警察署交通課交通指導係
備考	の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。